

「明石市立総合福祉センター本館 高圧受変電設備修繕業務」

業務特記仕様書

1 修繕概要

修繕名称 明石市立総合福祉センター本館 高圧受変電設備修繕業務

場 所 明石市貴崎 1 丁目 5-13

期 間 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

概 要 明石市立総合福祉センター本館 高圧受変電設備修繕業務

2 支払条件

完成後、全額一括支払い

3 修繕内容

(1) 修繕範囲 : 別添図面による

(2) 工法・施工 : 設計内訳書による

(3) 作業可能日時 : 令和 8 年 1 1 月以降の 9 : 00 から 1 7 : 00(ただし、停電作業は令和 9 年 1 月 1 0 日・1 1 日、予備日として令和 9 年 3 月 7 日のみ可能とする)

※ただし実際の作業日時、内容等については当該施設と協議のうえ決定すること

4 特記事項

(1) 受注者は、修繕にあたって、要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、施工を行うこと。

(2) 修繕担当技術者は、修繕期間中、できる限り変更しないこと。

(3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当係員に報告すること。

(4) 修繕着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。

(5) 修繕期間中は、資機材の搬入・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。

(6) 作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。

(7) 万一、施工中に施設利用者等及び施設・設備等に負傷・損傷等の損害を与えた場合、受注者の責任と負担において対応すること。

(8) その他本業務に当たり受注者の行うべき消防等関係官公庁及びその他の関係機関への届け出等を行うこと。

(9) 敷地内は、全面禁煙とする。

(10) 本修繕を施工するにあたって、停電中の必要な電力は受注者にて調達すること。